

# はじめに

この報告書は、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下「機構」という。）が私立専門学校を対象として平成 29 年度に実施した第三者評価事業の結果を取りまとめたものです。

今日、第三者評価は、医療、福祉など公共的サービスの分野において幅広く行われるようになってまいりました。しかし、学校教育の分野では、法律で第三者評価が義務づけられているのは大学・短大等のみで、同じ高等教育の一翼を担う専門学校については、自己評価の実施と結果公表のみが義務づけられています。

このような状況の中で、平成 16 年、いち早く、東京の専門学校関係者や行政関係者が中心になって、特色ある教育を実践する専門学校教育の情報を積極的に開示し、教育の質を保証する仕組みとして第三者評価制度を導入することを決意し、当機構を設立しました。

以来、機構では、実践的な職業教育機関である専門学校等に相応しい評価制度のあり方について検討を重ね構築した第三者評価システムにより、平成 19 年度から本格的に第三者評価を実施するとともに、第三者評価実施の環境づくりとして、自己点検・評価の普及を図るため、研修の実施などの啓発活動にも取り組んでまいりました。

機構の第三者評価制度の特徴は、自己点検・評価と同一の評価基準を適用し、各学校が自己点検・評価を継続的に実施する中で改善を進め、一定の期間（5 年）毎に第三者評価を受けることができるようなシステムとなっています。

応募された専門学校の皆様、評価業務に携わった学識者、企業関係者、専門学校関係者、公認会計士の評価委員の方々はもとより、行政関係者、関連する業界団体から、あたたかいご支援をいただき、このたび、第三者評価事業が完了したことににつきまして、あらためて心から厚く御礼を申し上げます。

平成 25 年 8 月、専門学校に職業実践専門課程の認定制度が導入される一方、実践的な職業教育を行う高等教育機関が専門職大学等として創設され、専修学校制度をめぐる状況も新たな段階を迎えています。

さらに、文部科学省の受託事業において職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上を図るための先進的な取り組みとして、各分野でモデル評価が進められ、機構でも本事業を受託し、各分野の事業成果をもとに、今年度は成果を「第三者評価マニュアル」としてまとめました。

このような状況を踏まえ、機構では、第三者評価をさらに普及・発展させるため、評価システムの改善や啓発活動に努めてまいりますので、今後とも引き続き皆様のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

また、この報告書が、専門学校教育に対する理解と信頼を一層高めていただく資料となれば、喜びこれに過ぐるものではありません。

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構

理事長 茅野 祐子